

都道府県知事 殿

消防庁長官

消防法の一部を改正する法律について

昭和50年12月17日法律第84号をもって公布された石油コンビナート等災害防止法附則第3項において消防法の一部改正が行われ、昭和51年6月16日から施行された。

今回の消防法（以下「法」という。）の一部改正は、危険物の保安に関する業務を統括管理する者（以下「危険物保安統括管理者」という。）の選任、危険物施設の定期点検、危険物が流出したときの応急措置等危険物に関する規制の強化を図ることを主な内容としたものである。

貴職におかれては、今回の法改正の趣旨を十分把握され、下記事項に留意のうえ、その運用に遺憾のないよう配慮されるとともに、管下市町村に対してもこの旨を示達し、よろしく御指導願いたい。

記

第1 許可に関する事項

製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の許可について、当該製造所等においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないことが、従来の技術上の基準のほかに、判断基準として追加されたこと（法第11条第2項）。

- 1 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱い等については、一般的な技術上の基準が定められているが、現在、予想することができない特殊な危険物の貯蔵方法又は取扱い方法によつて危険物の貯蔵又は取扱いが行われる場合は、新たにその貯蔵方法又は取扱い方法が公共の安全の維持又は災害の発生の防止上支障がないか否かを判断する必要があるので、今回の法改正によりこれらの判断を製造所等の許可に係らしめるものとしたものであること。
- 2 危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあるものとして検討を要すると考えられるものの例としては、現在の化学工業においては行われていないような超高温、超高压下における危険物の貯蔵又は取扱いがあること。
- 3 本条の改正によつて、従来の羈束行為としての許可の性格が変更されたものではないこと。

第2 危険物保安統括管理者に関する事項

政令で定める製造所等を所有し、管理し又は占有する者（以下「所有者等」という。）で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、危険物保安統括管理者を定めなければならないものとするとともに、危険物保安統括管理者を選任又は解任した場合には、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならないものとしたこと（法第12条の7）。

- 1 本条の規定に違反して、危険物保安統括管理者を定めなかつた場合には、使用停止命令の対象となるものであること（法第12条の2第4号の2）。
- 2 危険物保安統括管理者の選任又は解任の届出を怠つた者に対しては、罰則の適用があること（法第44条第6号）。

第3 定期点検に関する事項

製造所等については、法第12条第1項の規定により基準維持義務が課せられているが、今回の改正は、これを担保するため、特定の製造所等の所有者等は、自治省令で定めるところにより、定期に自主点検し、その点検記録を作成、保存しなければならない旨の義務の強化が図られたこと（法第14条の3の2）。

- 1 本条の規定に違反して、定期に点検をしない場合等については、使用停止命令の対象となるものであること（法第12条の2第7号）。
- 2 本条の規定に違反して、点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者に対しては、罰則の適用があること（法第44条第3号の3）。

第4 危険時の措置に関する事項

従来、製造所等の所有者等に対しては、危険物の流出その他の事故が発生して危険な状態となつたときに応急の措置を講じなければならないこととされていたが、今回の改正により、事故が発生したときは直ちに応急の措置を講じなければならないこととされたこと。

また、製造所等の所有者等が当該応急の措置を講じていない場合には、市町村長等は、当該所有者等に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができるものとされたこと（法第16条の3）。

なお、市町村長等の応急措置の実施命令に違反した者に対しては、罰則の適用があること（法第42条第1項第6号の2）。

第5 罰則に関する事項

- 1 故意に製造所等から危険物を漏出、流出、放出又は飛散させて火災の危険を生じさせた者について、罰則が設けられたこと。

ただし、公共の危険が生じなかつた場合には、この限りでない。さらに、この罪を犯し、よつて人を死傷させた者について、刑罰が加重されていること（法第39条の2）。

また、業務上過失についても、同様な規定が設けられたこと（法第39条の3）。

(1) これらの規定は、具体的公共危険罰であり、公共の危険が生じなかった場合には、適用がないものであること。

(2) これらの規定については、両罰規定の適用があるものであること（法第45条）。

2 罰金額の引上げを行つたこと（法第40条）。